

韓国知的財産ニュース 2025 年 3 月前期

(No. 528)

発行年月日：2025 年 3 月 31 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2208689）
- 1－2 【法案提出】発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2208690）
- 1－3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2208892）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「2025 女性発明王 EXPO」参加者を募集
- 2－2 韓国特許庁・欧州連合知的財産庁、長官会合を開催
- 2－3 特許審判における国選代理人の 5 年間累積選任件数 161 件…制度の安定的な定着へ
- 2－4 韓国特許庁、「2025 生活発明コリア」のアイデアを募集
- 2－5 韓国特許庁、「MWC2025」にて「韓国企業向け知財相談ブース」を運営
- 2－6 韓国特許庁、「海外出願活性化に向けた IP 政策懇談会」を開催
- 2－7 韓国特許庁、知財ポイント実績の確認サービスを 4 月から開始
- 2－8 韓国特許庁・大韓商工会議所、「韓国企業の知財権保護に向けた説明会」実施
- 2－9 韓国特許庁、スペイン特許商標庁と長官会合を開催
- 2－10 韓国特許庁、バイオ分野に特化した特許審査組織を発足
- 2－11 韓国特許庁・中小企業技術革新協会、技術革新型中小企業(INNOBIZ)と知財懇談会を開催
- 2－12 韓国特許庁、カーボンニュートラルの実現に向けバイオディーゼルメーカーを訪問
- 2－13 韓国特許庁、EUV 露光装置メーカーと知財懇談会を実施
- 2－14 韓国特許庁、この 5 年間政府が支援する R&D による特許成果の分析結果を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4－1 韓国特許庁、商標審査組織を改編…韓流商標優先審査課の新設など
- 4－2 韓国特許庁、「書体デザインに関するコミュニケーション＋セミナー」を開催
- 4－3 韓国特許庁・韓国デザイン振興院、デザイン業界の競争力強化に向けMOUを締結

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1－1 【法案提出】大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2208689）

議案情報システム（2025.3.6.）

議案番号：2208689

提案日：2025年3月6日

提案者：キム・ハンギュ議員（共に民主党）外12人

提案理由及び主要内容

現行法では、委託企業と受託企業間の紛争において自律的な調停を支援するために受・委託紛争調停協議会を設置し、弁護士、弁理士及び関係公務員等関連分野の専門家を委員として構成するよう定めている。

しかし、最近、受・委託紛争調停協議会において建設業に係る紛争の調停の件数が増加していることにより、建築・工事分野の専門家を委員に含める必要があるとの意見が提起されている。

一方、委託企業と受託企業等が中小ベンチャー企業部長官に紛争の調停を要請する場合、その内容にういて調査が行われるが、現行法上、その根拠及び手続等が明確でないとの指摘がある。

従って、受託・委託取引における紛争の調停制度等について現行法上の不備を補完する目的である。

主要内容

- イ. 受託・委託取引の対象である製造、工事、加工、受理、用益又は技術開発の略称を「製造等」に改正することで法律への理解度を上げる（案第2条第4号等）。
- ロ. 中小ベンチャー企業部長官が委託企業、受託企業又は中小企業協同組合間における紛争の調停を要請された場合、実施する調査に関する根拠を明確にする（案第28条）。
- ハ. 受・委託紛争調停協議会における委員の数を30名まで増員し、建築士又は技術士の資格を有する者を委員に委嘱できるようにする（案第28条の6）。
- ニ. 「独占規制及び公正取引に関する法律」改正による引用条文を見直す（案第27条第2項）。

法律第 号

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部改正法律案

大・中小企業の共生協力促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第4号の中「『製造』と」を「『製造等』と」に、「製造を」を「製造等を」に、「物品等を製造する」を「物品等の製造等をする」に改め、同条第12号の中「製造に」を「製造等に」に改める。

第17条第1項の中「物品等を製造する」を「物品等の製造等をする」に改める。

第20条の4第2項の前段の中「算入しない」を「除外する」に改める。

第21条第1項各号の外の部分の中「製造を」を「製造等を」に改める。

第22条の2第1項の中「製造を」を「製造等を」に改める。

第24条第1項の中「製造を」を「製造等を」に改める。

第25条第1項各号の外の部分の中「製造を」を「製造等を」に改め、同項第1号の2の中「製造を」を「製造等を」に、「かかわらず、物品等の製造」を「かかわらず、物品等の製造等に対する」に改め、同項第4号の中「製造を」を「製造等を」に改め、同項第8号の中「製造する」を「製造等をする」に改め、同項第10号の中「製造を」を「製造等を」に、「製造された」を「製造等がされた」に改め、同条第4項各号の外の部分の中「製造を」を「製造等を」に改める。

第27条第2項の但し書の中「第23条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条第4項の中「製造を」を「製造等を」に改める。

第28条第3項の中「検討して」を「第40条に基づき調査して」に改め、同条第5項の中「検討」を「調査」に改める。

第28条の6第1項の各号の外の部分の中「20名」を「30名」に改め、同項第4号の中「弁護士」を「建築士、技術士、弁護士」に改める。

附 則

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

1－2 【法案提出】 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2208690）

議案情報システム（2025.3.6.）

議案番号：2208690

提案日：2025年3月6日

提案者：キム・ドンア議員（共に民主党）外17人

提案理由及び主要内容

特許庁は、現行法に基づき中小・中堅企業を対象に技術事業化を促進するために特許等優秀な発明について製作費用の支援を行っている。

しかし、現在、特許庁による発明への製作支援が初期の製品設計段階において「試作品（モックアップなどテスト用製品）」の製作費用の支援にとどまっていることから、事業化段階の「試作品」の製作まで拡大して支援すべきだとの意見がある。

従って、発明への製作支援の対象に試作品を追加して製品の製作過程において支援を強化することで、中小・中堅企業が有する技術の常用化を促す目的である（案第35条）。

法律第 号

発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第35条の題目「（試作品の製作支援）」を「（試作品及び試製品の製作支援）」に改め、同条の題目の外の部分の中「政府は第28条第4項に基づき実施した発明等の評価結果が優秀だと認められた発明の試作品」を「特許庁長は次の各号に基づき必要だと認められた発明について試作品及び試製品」に改め、同条に各号を次のように新設する。

1. 第6条第2号及び第3号
2. 第28条第4項に基づき実施した発明等の評価結果が優秀だと認められた発明
3. その他特許庁長が事業化を促進するために支援が必要だと認める発明

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

1－3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2208892）

議案情報システム（2025.3.6.）

議案番号：2208892

提案日：2025年3月13日

提案者：イ・インソン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が不正競争行為等にかかる違反行為を確認するために必要な場合、関係公務員に対し調査を求めるようにし、調査手続等に必要な事項を大統領令で委任している。

一方、現行法の施行令では不正競争行為等にかかる調査手続の外に一定の事業に該当する場合、調査を開始しないか中断するよう定めている。

しかし、このような規定は行政庁による恣意的な判断につながる可能性があり、不正競争行為等にかかる行政庁による調査は両当事者の権利救済において重要な事項であるため、不正競争行為等にかかる調査・中断・未開始の事由については法律上明確な根拠を設ける必要があるとの意見が提起されている。

従って、特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が調査・検査を開始しないか中断すべきとの事由を引き上げて定めることで、国民の権利・義務に関連する事項について法的根拠を明確にする目的である（案第7条第5項の新設等）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第5項及び第6項をそれぞれ第6項及び第7項に改め、同条に第5項を次のように新設する。

⑤特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項に基づく調査・検査の対象となる行為が次の各号のいずれかに該当する場合には調査・検査を開始してはならず、調査・検査が進行中の場合にはそれを中断しなければならない。

1. 第2条第1号の不正競争行為か、第3条、第3条の2第1項又は第2項を違反した行為に明白に該当しない場合
2. 基礎資料が不十分であるため調査・検査の対象を特定できないか、事実関係の確認が不可能な場合

3. 第2条第1号の不正競争行為か、第3条、第3条の2第1項又は第2項を違反した行為に該当しないとの確定判決があった場合
第17条第4項の中「第7条第5項を」を「第7条第5項を」に改める。

附 則

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2025 女性発明王 EXPO」参加者を募集

韓国特許庁（2025. 3. 4.）

世界を変える、創造力あふれた女性発明者を募集します！

韓国特許庁は、韓国女性発明協会と共に3月31日月曜日まで「2025 女性発明王 EXPO」の参加者を募集すると発表した。

産業財産権（特許、実用新案、意匠）を出願したか、権利を登録したことのある、満17歳以上の女性なら誰でもイベントウェブサイト（www.kiwie.or.kr）にて参加申し込みできる。

今年で8回目を迎える女性発明王 EXPO は、世界女性発明大会（第18回）と女性発明品博覧会（第25回）を統合して開くイベントである。世界の女性からの優秀なアイデアが一堂に集まり、クリエイティブなイノベーションを図る交流の場として位置づけられている。今年は、発明の日（5月19日）60周年記念ウィークである5月22日木曜日から24日土曜日まで KINTEX2 展示場 10 ホール（京畿道（キョンギド）高陽（コヤン）市）にて開かれる。

「世界女性発明大会」は、韓国国内外の女性発明者からの特許技術や発明品を審査して授賞する大会であり、グランプリ、セミグランプリなどの「本賞」と、世界知的所有権機関（WIPO）事務総長賞、科学技術情報通信部長官賞、特許庁長賞などの「特別賞」を授与する。昨年には20か国から過去最多の400点の発明品が出品され、今年も世界各国から女性発明者が優秀な発明品を披露すると期待される。

「女性発明品博覧会」は、女性発明者・企業家からの優秀な製品を展示・広報するイベン

トである。とりわけ、参加企業を対象に会場の現場にてリアルタイムで販売放送を配信する「ライブコマース」、主な流通網の専門家を招いて相談サービスを提供する「流通相談会」などを支援して実際の販路開拓をサポートする考えだ。

特許庁の産業財産政策局長は「女性発明王 EXPO は、多くの女性からのクリエイティブな発明品に触れるイベントである」とし、「今年は『発明の日』60 周年記念ウィークに行われるだけに、発明の価値を見直し多くの女性からの参加を促してより大きな創造的・革新的価値を見出すイベントになってほしい」と述べた。

イベントの詳細については、イベントウェブサイト (www.kiwie.or.kr)、または、韓国女性発明協会事務局（電話：02-538-2710）に問い合わせできる。

2-2 韓国特許庁・欧州連合知的財産庁、長官会合を開催

韓国特許庁（2025.3.4.）

韓-EU 間の知財協力、審査分野を超えて政策へと拡大！

韓国と欧州間において、知財分野の協力が商標・意匠分野における審査・審判から政策の面まで拡大される。韓国特許庁と欧州連合知的財産庁（以下、EUIPO※）は、韓-EU 間の知財協力プロジェクトである「IP アクション」を通じて知財の法律・制度、中小企業向け支援政策、IP 金融、模倣品防止など全領域にわたる業務協力を本格推進する考えだ。

※欧州連合知的財産庁（EUIPO、European Union Intellectual Property Office）：欧州連合（EU）加盟国において商標・意匠・地理的表示にかかる登録・管理などを行う欧州連合の参加機関

韓国特許庁は3月3日月曜日14時30分（現地時刻）、EUIPO 庁舎（スペイン・アリカンテ所在）にて EUIPO と長官会合を開いた。今回の会合で両庁は、昨年立ち上げた韓国と EU 間の知財協力プロジェクトである「IP アクション」が両国においてイノベーションを促し、知財体系の調和を図るための有効な協力策であることで合意し、詳細について議論する一方、今後協力を図る範囲を広げていくことで合意した。

両庁は「IP アクション」の推進課題の一つである、プラットフォームにおける模倣品の流通遮断および防止に関する政策についてノウハウや経験を共有するなど協力を強化していくことにした。また、両庁間で締結した包括協力に向けた業務協約（MOU）が今年10月に満了を迎えることから、両庁の長官は「IP アクション」を含めた詳細な協力内容を反映して今年下半期に MOU を更新することで合意した。

韓国特許庁長は「変化する通商状況の中で知財の重要性と役割はさらに大きくなると思う」とし、「韓-EU 間の知財分野での協力を高めることで、欧州に進出している韓国企業の権利確保や保護に向けた基盤づくりに取り組む」と述べた。

2-3 特許審判における国選代理人の 5 年間累積選任件数 161 件…制度の安定的な定着へ

韓国特許庁 (2025. 3. 4.)

社会・経済的弱者に国選代理人の選任を支援

韓国特許庁の特許審判院は、社会・経済的弱者の権益保護を図るために運営している (2019 年 7 月～) 「特許審判※国選代理人制度」の累積選任件数が 161 件 (2024 年時点) に達し、制度が安定的に定着していると発表した。

※産業財産権 (特許、実用新案、商標、意匠) の発生・変更・消滅、その権利範囲にかかわる紛争を解決する特別行政審判

特許審判院は、代理人を選任することが難しい審判当事者 (社会・経済的弱者) を対象に国選代理人 (弁理士) の選任を支援する特許審判国選代理人制度を運営している。選任の状況を年度別でみると 2019 年には 11 件にとどまっていたが、2024 年には 34 件と着実に増加し、累積選任件数は 161 件であることがわかった。

国選代理人制度の利用者は、個人 (生活保護受給者、障害者、国家有功者など) よりは経済活動を行っている中小企業からの件数が多くなっている (143 件、88.8%)。

権利別でみると、商標分野の割合 (100 件、62.1%) が最も大きく、特許・実用新案 (32 件、19.9%)、意匠 (29 件、18.0%) の順となっている。審判の種類別では、権利範囲確認審判 (67 件、41.6%) と無効審判 (46 件、28.6%)、商標取消審判 (41 件、25.5%) が多く活用されており、拒絶査定不服審判 (6 件、3.7%) への活用は低く、中小企業が防御の手段として国選代理人制度を多く利用しているとみられる。

2024 年まで終決している 120 件の国選代理人選任事件における勝訴率は 51.3% (取消、国選代理人の解任/辞任の件を除く) と、同期間において代理人を指定していない当事者 (相手側は代理人を指定) の勝訴率 (被請求人側の勝訴率 22.8%、請求人側の勝訴率 42.3%) より高くなっている。また、事件終了後に行った満足度の調査においても高い満足度 (84.4 点) となり、同制度への利用者からの満足度は非常に高いことがわかった。

特許審判院長は「導入 5 年目となる特許審判国選代理人制度が社会・経済的弱者、知財権の紛争で困難な状況にある中小企業にとって心強い存在になっていることがわかった」とし、「今後も審判の課程において国選代理人制度のサポートが必要な多くの方々に積極的に活用してほしい」と述べた。

2-4 韓国特許庁、「2025 生活発明코리아」のアイデアを募集

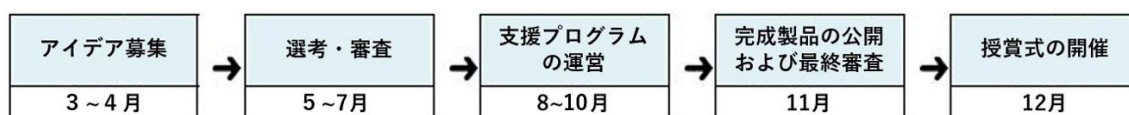
韓国特許庁（2025. 3. 4.）

日常生活の不便を女性ならではのアイデアで解決する！

韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管する「2025 生活発明코리아」が 3 月 4 日火曜日から 4 月 25 日金曜日までアイデアを募集する。

「女性のアイデアが世の中を変える」というスローガンのもとで 2014 年スタートした生活発明코리아は、日常生活の中の不便を改善する女性からのアイデアを募集し、出願、試作品の製作、事業化の相談などアイデアを活用するためのプロセスを支援するイベントである。

韓国籍の女性が対象となり、応募するアイデアの件数には制限がない。生活発明코리아ウェブサイト（www.womanidea.net）にて申し込みできる。アイデアは、知的財産権として出願したことのないアイデア（部門 1）と、出願したことはあるが製品として開発したことのないアイデア（部門 2）に分けて募集する。



<2025 生活発明코리아のプロセス>

その後、最終審査を経て大統領賞、国会議長賞、長官賞などが授与され、総額 1,300 万ウォンの発明奨励金が支給される。

大統領賞	国会議長賞	国務総理賞
		
自動車用チャイルドシートのフットレスト 子どもの膝を保護するフットレスト、車を保護するキックマットとカーシート保護マットなど3つの機能を組み合わせ、長さや角度の調整、さまざまなタイプのカーシートにも付着できる	矯正インナーウェア 普段の生活で着用して正しい姿勢をつくる機能性インナーであり、素材の安全性検証をクリアした製品	パンティライナー 着用するだけで婦人科の主な疾患を簡単にチェックして病院に行く負担を減らしてくれる製品

＜2024 生活発明コリアの主な受賞作＞

これまで生活発明コリアに応募された（2014 年～2024 年）アイデアは約 1 万 9,000 件であり、このうち 434 件について支援プログラムを提供し、152 件が製品の販売や創業につながる成果を上げた。

		
車載用空気清浄機「エアヒーラー」 (2020年支援) 販売：ボレア（ネイバースタートストア）	自分主導スプーン、フォークセット(2022年支援) 販売：mamジャラクアンドコー （ネイバースタートストア）	新生児用おくるみ「(2023年支援)」 販売：モアツリー（ネイバースタートストア）

＜生活発明コリアの事業化の成功事例＞

特許庁の産業財産政策局長は「小さなアイデアが私たちの日常をより便利に、価値のあるものにつながると思う」とし、「日常生活の中で思いついた発明やアイデアを持つ女性なら誰でも挑戦できるので、多くの方々からの関心や参加をお願いする」と述べた。

詳細については、イベントウェブサイト（www.womanidea.net）、または、韓国女性発明協会事務局（電話：02-538-2710）にて問い合わせできる。

2-5 韓国特許庁、「MWC2025」にて「韓国企業向け知財相談ブース」を運営

韓国特許庁（2025.3.5.）

先端技術分野で知財によるイノベーションを図る

韓国のキム・ワンギ特許庁長は3月4日（現地時刻）、スペイン・バルセロナで開かれる「モバイルワールド कांग्रेस（MWC）2025」に参加し、次世代通信、人工知能（AI）、半導体など韓国企業の高い技術力がみられる現場を視察し、「IP（知財権）相談ブース」を訪問するなど、イベントに参加した革新的な中小企業から知財権をめぐる悩みについて意見を聞いた。

MWC※2025は、世界的な電気通信業界団体（GSMA※※）が主催する世界最大規模の移動通信関連展示会であり、3月3日から6日まで（現地時刻）スペイン・バルセロナで開かれる。「融合、連結、創造（Converge、Connect、Create）」をテーマに開かれる今回のMWC2025では、200か国から約2,700社が参加し10万人以上が集まるとみられ、主要企業からの展示のみならず、専門家からの基調講演などさまざまなプログラムが行われる予定である。

※MWC: Mobile World Congress

※※GSMA: Global System for Mobile Communications Association

キム庁長は同日午前、会場内で大韓貿易投資振興公社（KOTRA）が運営している「統合韓国館」を訪問し、無線通信・AI・半導体・プラットフォーム関連分野の関係者と共に最新技術の動向について情報を共有し、知財分野の支援策についてさまざまな意見を交わした。

午後には特許庁とKOTRAの連携により欧州海外知識財産センター（フランクフルト所在）が「統合韓国館」内に設置した「IP相談ブース」を訪問し、海外進出に関して中小企業からの意見や悩みについて聞き、解決策を探る時間を設けた。とりわけ、特許庁は今回のMWC2025を機にKOTRAが運営するすべての海外展示会にて知財権相談サービスを実施することを決めた。

※海外知識財産センター（10か所）所在地：アメリカ（LA、ワシントン）、中国（北京、広州）、日本（東京）、欧州（フランクフルト）、ベトナム（ホーチミン）、タイ（バンコク）、インド（ニューデリー）、メキシコ（メキシコシティ）

相談サービスを受けたある企業の代表は「海外進出を拡大するために参加した展示会の現場で知財権に関する相談を受けることは大変有意義であり、アドバイスの通り海外出

願費用の支援事業を活用して海外での権利確保に取り組む考えだ」とし、「今後も特許庁が海外に進出している多くの企業の成功に向けてより手厚く支援してほしい」と述べた。

一方、キム庁長は同日午前、主要国の代表団と共に「ラウンドテーブルプログラム (Ministerial Programme Roundtable)」セッションにも参加し、「アジア・太平洋域内におけるデジタル諸国：戦略的政策および協業によるデジタル分野での信頼の構築※」というテーマで参加者とさまざまな意見を交わした。

※Digital Nations in Asia Pacific: Preserving Digital Trust through Strategic Policy and Collaboration

キム庁長は「MWC2025 は、無線通信・AI・半導体など先端技術において発展の方向性や企業同士の競争が一目でわかる、大変有意義なイベントである」とし、「特許庁は先端技術分野の優先審査制度により知財権の迅速な確保、KOTRA など関係機関との協力によるオンデマンド型支援事業を進めることで、輸出企業がグローバル競争力を確保できるよう積極的に支える」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「海外出願活性化に向けた IP 政策懇談会」を開催

韓国特許庁 (2025. 3. 5.)

PPH・PCT の活用促進および特許法・制度の改善方向について議論

韓国特許庁は 3 月 5 日水曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて海外で活発に出願している韓国企業、研究機関と共に「海外出願活性化に向けた IP 政策懇談会」を開くと発表した。

懇談会には、サムスン電子、LG 電子、現代自動車、LG 化学など大手企業をはじめ、マキナロックス、アクションパワーなど技術革新型の中小・ベンチャー企業と、KAIST、韓国地質資源研究院など学界および研究機関の知財担当者らが参加して海外での出願を促すための方策について踏み込んだ議論をする考えだ。

特許庁は、韓国企業が海外で特許権を有効に確保できる制度である特許審査ハイウェイ (PPH※)、国際特許出願 (PCT※※) など審査分野での国際協力の状況について共有し、海外で特許権を先取りするためには、このような制度の活用を促し、韓国企業のニーズに応じた方向で制度を改善する方策について議論する考えだ。

※PPH (Patent Prosecution Highway) : 第 1 庁で特許可能と判断された発明の出願について第 2 庁において迅速に審査手続きが行われる両庁間の国際協力プログラム

※※PCT（Patent Cooperation Treaty、特許協力条約）：条約に基づき一つの国際出願を行うことで、PCT 加盟国（158 か国）に同一の出願をした効果が得られる制度

また、バイオ、人工知能、先端ロボットなど先端技術分野のみならず、次世代原子力、再生可能エネルギーなどカーボンニュートラル技術の全般に拡大された優先審査制度（2025 年 2 月 19 日）について解説し、今後改善していく予定である、特許権の回復要件の緩和（正当な事由→故意によるものではないこと）、意見書の提出機関の延長（2 月→4 月）についても意見を交わす考えだ。

懇談会では、産業や研究現場が抱えている現実的な課題と共に専門家の立場でみた解決策について意見を集め、その意見は韓国企業が海外市場をリードしていくための特許関連政策を講じる際に積極的に活用する計画だ。

特許庁の特許審査企画局長は「産業・研究現場の専門家から得た意見は急変する世界競争の中で、韓国企業が主要国で特許を確保して優位を占める土台となると思う」とし、「現場の声を反映した知財政策を講じることで、韓国企業が特許を基盤に海外進出を図る環境づくりに取り組む」と述べた。

2-7 韓国特許庁、知財ポイント実績の確認サービスを 4 月から開始

韓国特許庁（2025. 3. 5.）

案内の通知がほしいユーザーは 3 月 5 日水曜日から申し込み可能

韓国特許庁は、ユーザーの利便性向上に向けた積極的な行政活動の一環として、知財ポイント※の実績状況を案内するサービスを 4 月から本格運用すると発表した。

※特許手数料の一定の割合を蓄積（キウムリワード）、または、知財経営優秀機関の選定および自動納付申し込みなどに付与するポイント制度

知財ポイント（キウムリワード）は、個人・中小企業のユーザーに対し特許・実用新案・意匠権において前年度の納付手数料の一定の割合をポイントとして付与する制度であり、出願料・審査請求料、登録料など手数料の納付の際に使える。

これまで知財ポイントは前年度の実績（1 年間）を毎年 4 月に付与していたが、ポイントの内訳を通知する機能がなく利用分を確認することが難しかった。今年 4 月からはポイントが付与される際にユーザーのメールアドレスに実績分を案内するサービスが始まり、ユーザーがポイントを有効活用できると期待される。

案内サービスの対象は、キウムリワードの付与対象である個人と中小企業であり、特許庁の電子出願ウェブサイトの特許路 (patent.go.kr) にて 3 月 5 日から申し込み※できる。

※（申し込み方法）特許路→My 特許路→便宜サービス→案内サービスの項目を選択→知財ポイント（キウムリワード）の付与内訳を通知

特許庁の産業財産情報政策課長は「知財ポイント実績の案内サービスは、ユーザーの利便性を高める一方、知財ポイントの市場活性化を図ることで、手数料の納付への負担の解消につながることを期待する」と述べた。

2-8 韓国特許庁・大韓商工会議所、「韓国企業の知財権保護に向けた説明会」を実施

韓国特許庁（2025. 3. 6.）

企業家向け知財保護政策および制度の説明会を開催

韓国特許庁と大韓商工会議所は 3 月 10 日月曜日、大願商工会議所（ソウル市中区）にて「韓国企業の知財権保護に向けた説明会」を開くと発表した。

今回の説明会は積極的な行政活動の一環として、知財保護政策などを紹介することで韓国企業からの疑問を解消し、知財権保護への認識を高めるためである。

説明会では、韓国企業の革新的な成長に向けた特許庁による知財保護政策、輸出企業向け主な知財保護事業、特許・営業秘密侵害犯罪の捜査の状況および通報手続き、商標侵害犯罪の捜査の状況および通報手続きについて実務者からの発表と質疑応答を行う考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国企業が有するコア技術を狙った流出・侵害による被害が相次いでおり、知財保護への重要性が浮上している」とし、「知財は企業にとって革新と成長のエンジンである」と述べた。

さらに「今回の説明会を機に韓国企業が有効な知財保護戦略を立てることを期待し、特許庁も引き続き支援を強化していく」と加えた。

説明会は誰でも無料で参加でき、大韓商工会議所ウェブサイト（www.korcham.net）のイベント/教育の掲示板から申し込みできる。

中小企業向け支援政策など包括協力に向けた MOU 改正に合意

中小企業向け支援政策をはじめ、韓国とスペイン間の知財分野の協力が加速化するとみられる。バイ会合での議論を基に両庁間の包括協力に向けた業務協約（MOU）が更新される。

韓国のキム・ワンギ特許庁長は3月6日木曜日午前11時（現地時刻）、スペイン・マドリッドで Elisa Rodríguez Ortiz スペイン特許商標庁（Spanish Patent and Trademark Office、SPTO）長官と長官会合を開き、両国の知財分野の懸案や協力策について意見を交わした。

両庁は中小企業向け知財分野の支援の重要性について認識を共有し、特許ビッグデータを活用して中小企業に研究開発の方向性などを提案する特許路 R&D、中小企業の資金の調達に活用する IP 金融など中小企業向け支援に関する政策のノウハウや経験について積極的に共有していくことで合意した。

また、スペイン特許商標庁（SPTO）は、グローバル知財学習コンテンツである「IP パノラマ 2.0」※のスペイン語版の開発に積極的に協力する一方、2026 年スペイン・マドリッドで開かれるイベロアメリカ※※知財プログラム（Ibero-America Industrial Property Program）会合において同コンテンツについて発表するイベントを開くことを提案した。
※韓国特許庁（KIPO）と世界知的所有権機関（WIPO）が共同で開発したグローバル知財学習コンテンツ

※※スペイン、ポルトガル、ラテンアメリカなどスペイン語、ポルトガル語を使う 24 か国の共同体

両庁は今回の長官会合での結果を基に 2011 年に締結した両庁間の包括協力に向けた業務協約（MOU）を改正し、これまでの知財分野の変化を反映し、IP 金融をはじめ、中小企業向け支援など協力分野を拡大するという内容で更新された MOU を締結することで合意した。

KIPO のキム庁長は「12 年ぶりに開かれる今回の韓国－スペインの長官会合において中小企業の知財競争力の強化に向けた協力を拡大することで合意したことを非常に嬉しく思う」とし、「韓国企業が中南米地域に進出する上で最適なパートナーであるスペインと今

後も知財分野における協力をさらに強化していきたい」と述べた。

2-10 韓国特許庁、バイオ分野に特化した特許審査組織を発足

韓国特許庁（2025. 3. 10.）

早期の特許審査により「バイオ 5 大強国」への跳躍を早める！

バイオ分野の特許審査専担組織が発足され、同分野で「特許ファーストトラック」が本格運用される。最大 2 月内に特許審査が通知されるため、迅速な特許権の確保により世界市場で競争力を確保できると見込まれる。

韓国特許庁は、最近、韓国政府が「新しい成長エンジン」として提示した※バイオ分野を積極的に支援するために、バイオ産業のエコシステムの全ライフサイクルにおいて専門的な審査を行うよう 4 つの課を新設し、1 つの課を改編して計 5 つの課 120 名規模のバイオ分野専担審査組織を立ち上げたと発表した。

※グローバルバイオ 5 大国へと跳躍に向けた国家戦略の提示（国家バイオ委員会、2025 年 1 月 23 日）

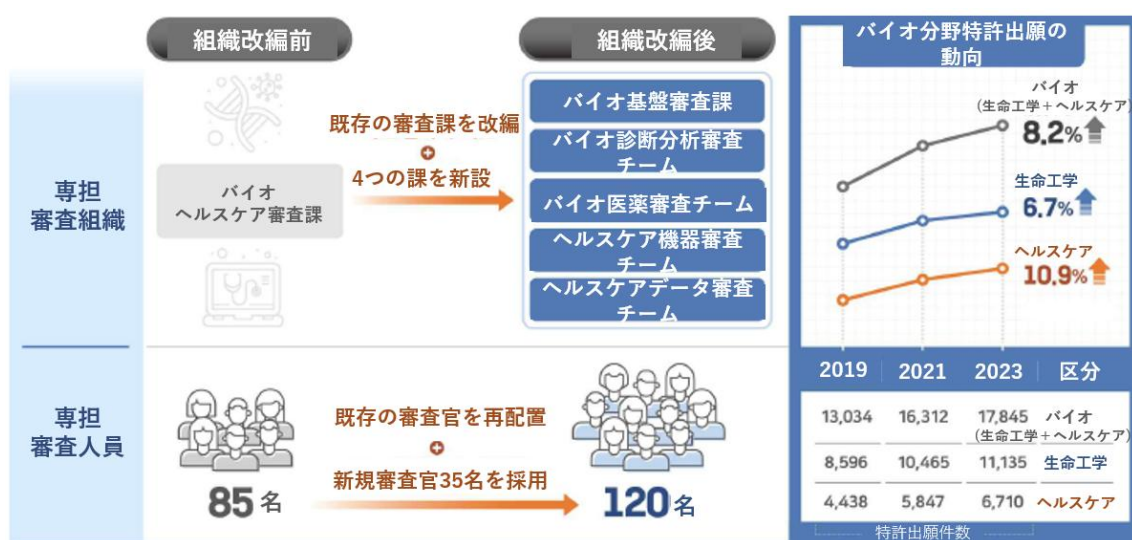
バイオ分野は国家先端戦略技術であり、国の未来の成長エンジンとして 2027 年世界市場規模は約 3 兆 3,000 億ドルに達するとみられる。また、研究開発に莫大に時間と費用がかかる一方、少数の優秀な特許を確保することで製品化・収益の創出、長期間にわたる市場地位の確保が実現できるという特徴があるため、先制的・戦略的な特許権確保に向け、企業から迅速な審査サービスへのニーズが高い分野である。この 5 年間、バイオ（生命工学・ヘルスケア）分野において韓国国内での特許出願件数が年平均 8.2% ずつ急増し、全体の特許出願件数伸び率（2.3%）の約 3.5 倍に達している。

このような背景から特許庁は今年 2 月に、民間のバイオ分野専門家 35 名を特許審査官に採用し、バイオ分野を優先審査対象に指定した。さらに、今回、専担審査組織を新しく立ち上げたことで、韓国企業が有する技術により高い付加価値を与える安定的な特許確保への支援ができると思われる。

新しく発足する「バイオ基盤審査課」、「バイオ診断分析審査チーム」、「バイオ医薬審査チーム（以下、生命工学分野）」、「ヘルスケア機器審査チーム」および「ヘルスケアデータ審査チーム」（以下、ヘルスケア分野）は、バイオ産業の全ライフサイクルに合わせた審査組織体系を整えており、より効率的で一貫性のある特許審査が実現できると評価される。

また、新しく採用された 35 名の審査官とこれまで各審査局に分かれていたバイオ分野の審査官 85 名を専任審査組織に集めて配置させた。合計 120 名にいたるバイオ分野審査官の審査能力を集中させることで、協議審査などにより審査の品質を高めるとともに、現在 18.9 月かかる審査処理期間を優先審査により 2 月に短縮できるとみられる。

＜バイオ分野の組織改編の前・後および同分野出願の動向＞



特許庁長は「今回の組織の新設により、半導体、ディスプレイ、二次電池に続きバイオ分野まで 4 大国家先端戦略技術向け特許審査における人員・制度・組織部門の支援体系が整えられた」とし、「このような支援により、韓国企業が優秀な技術力を基盤に世界市場で優位を占める土台をつくることを期待する」と述べた。

2-11 韓国特許庁・中小企業技術革新協会、技術革新型中小企業 (INNOBIZ) と知財懇談会を開催

韓国特許庁 (2025. 3. 11.)

中小企業と技術革新性や世界市場進出の方向性について議論

韓国特許庁は、中小企業技術革新協会 (INNOBIZ 協会) と共に 3 月 11 日火曜日、板橋 (パンギョ) イノベリーにて技術革新型中小企業 (INNOBIZ※企業) と知財懇談会を開くと発表した。

※INNOBIZ: イノベーション (革新) とビジネス (企業) を組み合わせた単語で、技術的優位性で競争力を確保した技術革新型中小企業のことをさす (3 年以上の安定的な成長が

担保)

今回の懇談会は、革新的技術と産業財産権を基に世界市場を開拓している INNOBIZ 企業が抱えている知財の悩みや規制の改善により、技術的革新や世界進出を図るための行政活動の一環として設けられた。

約 2 万 3,000 社にいたる INNOBIZ 企業は、平均 17.2 件以上※の産業財産権を保有する優秀企業群であり、中小企業の全体売上高の 25.9% (293 億ドル)、世界一流商品※※を生産する全体企業数の 61% (475 社)、ワールドクラス企業※※※の 69% (219 社) を占める (2023 年時点) など中堅企業へと成長するための飛び石の役割をしている。

※平均 17.2 件の産業財産権を保有 (特許 10.7、実用新案 2.0、意匠 2.1、商標 2.4)

※※世界一流商品：世界市場のシェア 5 位内および 5%以上を占める商品

※※※ワールドクラス企業：世界的な有望企業へと成長する意思と革新性・競争力を備える企業

懇談会に参加した INNOBIZ 企業は、世界市場での研究開発と海外進出への支援、海外における知財権保護の強化、資金調達に向けた IP 金融・評価への支援の拡大を要望し、調達優秀製品の指定を受ける際に必要な特許技術適用の有無の確認サービスにおける煩雑な手続きや処理期間など規制の改善にも力を入れてほしいと求めた。

特許庁長は「ドル高・高関税・サプライチェーンの見直しなど直面している世界的な経営環境の変化は輸出の割合が大きい INNOBIZ 企業にとって壁になることが多い」とし、「INNOBIZ 企業が技術や海外市場で強い競争力を確保できるよう、海外における知財権の確保や保護体系を強化していく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、カーボンニュートラルの実現に向けバイオディーゼルメーカーを訪問

韓国特許庁 (2025. 3. 12.)

HD 現代オイルバンクのバイオディーゼル生産施設の見学および懇談会を実施

韓国特許庁は 3 月 12 日水曜日、HD 現代 (ヒョンデ) オイルバンク (忠清南道 (チュンチョンナムド) 瑞山 (ソサン) 市所在) を訪問し、バイオディーゼル生産施設を見学し、懇談会を開くと発表した。

今回の企業訪問は、最近、気候危機や世界的な環境規制の強化などにより、影響力が高ま

っているカーボンニュートラル関連産業の技術革新や知財権の強化策を探るためである。

懇談会で特許庁と HD 現代オイルバンクは、カーボンニュートラル技術における研究開発の動向や特許戦略について共有し、グリーン技術を支援する優先審査制度を紹介するなど、企業の特許競争力の確保に向け踏み込んだ議論を行う考えだ。

特許庁は、炭素削減に寄与するグリーン技術関連特許出願への迅速な審査や権利化のために昨年 5 月、二酸化炭素の回収、輸送、貯蔵と直接かかわっているグリーン技術が特許優先審査対象に含まれるよう要件を緩和した。また、今年 2 月 19 日には水素、アンモニア基盤のエネルギー生産関連技術まで含めて対象を拡大した。

同社は、韓国で初めて超臨界工程※を採用したバイオディーゼルの生産工場を稼働するなどバイオ燃料事業を拡大しており、水素の生産や活用、熱分解油の精製や活用など、カーボンニュートラルの実現に向けさまざまな再生可能エネルギーの技術開発と特許出願を拡大している。

※超臨界工程：超臨界メタノールを使用して触媒なしでバイオディーゼルを製造する工程

特許庁の化学生命審査局長は「気候変動というグローバルリスクを解決するためには、企業の技術革新とそれを保護するための知財権の役割がいつにも増して重要になっている」とし、「今回の懇談会で出された意見を政策の策定や審査実務に積極的に反映することで、韓国企業が世界競争力を確保し、持続可能な技術革新をリードする『名品特許』を生み出せるよう積極的に支援していく」と述べた。

2-13 韓国特許庁、EUV 露光装置メーカーと知財懇談会を実施

韓国特許庁（2025. 3. 13.）

先端 EUV 露光装置技術の国産化への支援に向け産業現場を訪問

韓国特許庁は 3 月 13 日木曜日、先端 EUV※メーカーの S&S TECH（株）（大邱（テグ）市達西（タルソ）区所在）を訪問し、知財懇談会を開くと発表した。

※EUV（Extreme Ultra-Violet）：極（端）紫外光源を用いて半導体の回路パターンをつくる工程技術

今回の懇談会は、超微細半導体の工程技術をめぐる世界的な技術派遣争いが激化する中で、韓国の EUV 露光装置市場をリードする S&S TECH（株）と意見交換を行い、産業現場

からの意見を聞き、特許審査官の理解を深めるためである。

懇談会で同社は自社独自の革新的な技術や製品を紹介し、特許庁は半導体分野の優先審査制度や特許基盤研究開発の支援事業をはじめ、知財保護戦略について解説する。また、EUV 露光技術産業や特許出願動向について情報共有し、踏み込んだ議論を行う考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「今回の懇談会は、EUV 露光技術分野の最新動向や知財課題について相互の理解を深める大切な機会になると思う」とし、「今後も産業現場と緊密なコミュニケーションを図ることで、韓国企業が先端半導体の素材・部品・装置分野で強い特許ポートフォリオを構築できるようさまざまな面から手厚く支援する」と述べた。

2-14 韓国特許庁、この5年間政府が支援する R&D による特許成果の分析結果を発表

韓国特許庁（2025. 3. 13.）

政府の研究開発による特許、量的拡大を超えて質的競争力の確保へ！

韓国政府が支援する研究開発による特許の成果が量的拡大を超えて世界市場で競争力を持つ質的成長へとシフトしていることがわかった。韓国特許庁は 13 日、第 68 回国家科学技術諮問会議の審議会議においてこの 5 年間（2019 年～2023 年）、政府の研究開発による特許の成果について分析した結果を発表した。今回の分析は、政府による研究開発への投資の効率性を最大化し、研究開発の成果の創出、活用、管理の状況を分析して今後の研究開発政策に反映する目的で行われた。

【政府の研究開発による海外での特許出願件数がこの 5 年間年平均 7.2%増】

2023 年政府の研究開発により創出された韓国内での特許出願は 37,396 件と前年比 0.6% 減少しているが、海外への特許出願は 7,017 件と 13.3%増加し、この 5 年間（2019 年～2023 年）年平均 7.2%増加するなど堅調な伸びを見せている。これは研究開発の成果が世界市場を念頭に競争力を確保していることを意味する。

特許分析評価システム（SMART5）※での優秀特許評価の割合も上昇※※し、特許の質的水準においても改善がみられることがわかった。

※特許分析評価システム（SMART5）：韓国発明振興会が開発した特許分析評価システムであり、公開された特許情報を基に軽量化した質的価値を算出する

※※SMART5 における優秀特許（上位 3 等級（23%））の評価の割合：（2023 年）4.5%→（2024 年）7.1%

【特許を基にした起業、一般的な起業の割合に比べて 3.6 倍高い】

また、政府の研究開発による特許は、起業の活性化を図る要因にもなる。2023 年に政府の研究開発による特許を基に起業した件数は 768 件と、2019 年（169 件）に比べ 4.5 倍増加している。とりわけ、特許を生み出す研究開発の課題と関連して起業する可能性は特許を有しない課題に関係する起業より 3.6 倍高く、研究開発の成果をビジネスにつなげる企業にとって特許権の確保が最重要なポイントとなることがわかる。

【大学・公共研究機関による特許の活用件数が増加…海外での特許権が技術料の収益拡大をリード】

大学と公共研究機関が保有する、政府の研究開発による特許を活用した技術移転契約の件数も着実に増えている。2023 年の技術移転契約件数は 4,676 件と、この 5 年間（2019 年～2023 年）年平均 3.9%増加傾向にある。技術移転の多くが韓国国内で行われたが、海外での技術移転契約も 21 件となっている。

とりわけ、海外で特許を有する場合、技術移転契約において 1 億ウォン以上の契約が締結された割合が全体の 48.8%に達し、国内での特許のみ保有する場合には、その割合が 8.9%にとどまっている※。これは海外で特許を確保することが技術移転による収益を最大化する主な要因となることを意味する。

※国内・海外での特許にかかる技術移転契約のうち、1 億ウォン以上の契約の割合：209 件のうち 102 件（48.8%）

国内特許のみを含む技術移転契約のうち、1 億ウォン以上の契約の割合：2,986 件のうち 266 件（8.9%）（無償、契約金額が示されていない件を除く）

【標準必須特許の確保、世界技術競争力の主要因として浮上】

2006 年から 2023 年まで大手企業を除く標準必須特許（3,541 件）のうち、政府の研究開発による標準必須特許の割合は 46.1%（1,634 件）に達し、これは政府による研究開発が大学・公共研究機関、中小・中堅企業での標準必須特許の確保において重要な役割をしていることを意味する。

標準必須特許は、確保や維持・管理にかかる費用が負担になるが、確保しておくことで長期間にわたり高い価値を生み出す資産として評価される。実際に政府の研究開発による標準必須特許基盤の技術移転契約 69 件のうち、10 億ウォン以上の契約 10 件で合計 286.5 億ウォンの収益※が発生していることがわかった。

※政府の研究開発による標準必須特許（2006 年～2023 年）から発生した技術移転契約のうち、無償およびパテントプールの登録を除く計 69 件の技術移転契約の金額

特許庁長は「政府による研究開発について行った特許成果の分析は、各研究開発を担当する部処が今後の政策を立てる上で有効に活用できると思う」とし、「政府の研究開発から見られた特許成果が実際の産業で経済的価値を生み出し、国の経済成長のエンジンにつながる『名品特許』になるよう政策面の支援を強化していく」と述べた。

今後も特許庁は、政府の研究開発から生み出された特許の活用性を高めるために、起業・技術移転の連携支援を強化し、標準必須特許や海外での特許権確保戦略を体系的に進めていく方針だ。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、商標審査組織を改編…韓流商標優先審査課の新設など

韓国特許庁（2025. 3. 4.）

小規模事業者や韓流ブーム関連の商標登録出願に対応できるよう組織改編

韓国特許庁は 4 日、今月からより効率的かつ専門的なサービス商標審査に向けて従来のサービス商標審査課を専門サービス商標審査課に改編し、一般サービス商標審査チームを新設すると発表した。

今回の組織改編は、個人事業主、小規模事業者などが関わっているサービス業（卸・小売業、食飲料サービス業など）からの商標登録出願を専担する部署（一般サービス商標審査チーム）を新しく設置して小規模事業者のニーズに応じた審査サービスを提供する趣旨である。金融・医療業、法務・通信サービス業など専門的なサービス事業者が提供するサービス商標の審査は専門サービス商標審査課が担当する。

さらに、卸・小売業および食飲料・宿泊サービス業については市場状況に応じて正確な審査基準と商品分類体系を導入する考えだ。

※卸・小売業、食飲料・宿泊サービス業の商標登録出願件数がこの 3 年間全体の商標登録

出願件数の 4 分の 1 を占める

(類基準、件、(割合%))

区分	2022 年	2023 年	2024 年
卸・小売業 食飲料・宿泊サービス業	71,389 (24.6%)	74,345 (26.0%)	76,095 (26.5%)
国内商標登録出願の総計	290,323 (100.0%)	285,637 (100.0%)	287,433 (100.0%)

一方、特許庁は昨年 12 月、韓流商標優先審査課を立ち上げ、K-Food、K-Beauty、K-Fashion、K-Contents など韓流ブームに関わる商品の迅速な権利化を図り、海外で第三者による商標の冒認出願の予防に力を入れている。

※(韓流商標関連出願) 2024 年に前年比 0.7%増、韓国国内における全体の商標登録出願は 0.6%増

※美容/食品/衣類/フランチャイズの分野で韓国企業の商標が海外で冒認出願されたと疑われる件数が 9,249 件に達する (2024 年)

特許庁長は「個人、小規模事業者、海外進出企業が早期に商標権を確保して安定的に事業を展開できるようサポートする」と述べた。

4-2 韓国特許庁、「書体デザインに関するコミュニケーション+セミナー」を開催

韓国特許庁 (2025. 3. 12.)

書体デザインの保護に向け業界とコミュニケーションを図る

韓国特許庁は 3 月 12 日水曜日、デザインハウス・モイソホール (ソウル市中区所在) にて「書体※デザインに関するコミュニケーション+セミナー」を開くと発表した。

※書体とは、記録や表示、印刷などに用いられる、一貫した特徴を持つ字形 (ハングル、アルファベット、数字、特殊記号、漢字など) であり、韓国のデザイン保護法上の保護対象である。

書体のデザインは 2005 年 7 月からデザイン保護の対象に含まれ、今年で 21 年目を迎える。今回のセミナーは、これまでの 20 年間目まぐるしく変化した産業の環境や技術発展の流れの中で書体のデザインに係る産業界、学界とコミュニケーションを図り、互いの理解を深めるために設けられた。

セミナーでは、産業界や学界の専門家ら集まり、急変する環境の中で書体デザインの保護

策について意見を交わす。特許庁は、(社)韓国フォント協会をはじめ、書体デザインの産業界や学界の関係者を対象に書体デザインの出願動向や審査基準について紹介する。

AG タイポグラフィ研究所のキム・ジュギョン責任研究員は「企業向け書体の開発と拡張」について、(株)サンドルのジュ・ウォン PD は「消費者が主体となったエンターテインメントにおけるフォント」について発表する。桂園(ケウォン)芸術大学視覚デザイン科のイ・ヨンジェ教授は「ハングルの書体デザインの創造性」をテーマに講演する。

一方、特許庁は今年の「ハングルの日」(10月9日)を迎え、書体デザインの出願および保護の活性化に向け「第1回美しいハングルの書体デザインコンテスト」を開く予定だ。今年8月から電子メールで登録デザインの応募や推薦を受け付け、一般人対象のオンライン投票および専門家の審査を経て、ハングルの素晴らしい書体デザインを選定して授賞する計画だ。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回のイベントを機に市場の状況や企業、デザイナーへの理解を深め、産業界・学界との協力に向けた土台をつくり、ユーザーフレンドリーな政策的・制度的の改善を図れるよう最善を尽くす」とし、「今年初めて開かれる『美しいハングルの書体デザインコンテスト』にも多くの関心をお願いする」と述べた。

4-3 韓国特許庁・韓国デザイン振興院、デザイン業界の競争力強化に向け MOU を締結

韓国特許庁 (2025. 3. 13.)

デザイン保護制度やデザイン産業の発展に向け相互協力の強化へ

韓国特許庁と韓国デザイン振興院は3月13日木曜日、韓国デザイン振興院(京畿道(キョンギド)城南(ソンナム)市所在)にて韓国のデザイン企業の競争力強化に向けた業務協約(MOU)を締結した。

業務協約は、生成型人工知能(AI)とデジタルデザインなどデザイン産業の変化に応じたデザイン制度や政策を策定する際に、デザイン業界からの意見を積極的に集め、優秀なデザインの創作および権利保護の強化を実現するために進められた。

両機関は、デザイン出願の活性化およびデザイン産業の発展に関する情報の相互提供、両機関の紛争調停委員会※の連携による迅速な紛争解決、特許庁の海外知識財産センター※※を介したデザイン企業の海外進出への支援、両機関のデザイン関係インフラ・ネット

ワークを連携して特許庁が主管する D2B デザインフェア※※※と振興院が主管する優秀デザイン（GD）の商品選定の際のイベント PR や支援に協力することで合意した。

※両機関の紛争調停委員会：特許庁の産業財産権紛争調停委員会（侵害）、韓国デザイン振興院の紛争調停委員会（契約関連用益費の未払い）

※※韓国の輸出企業を対象に海外現地での知財権侵害・紛争への初期対応を支援するために、アメリカ、日本、欧州、中国、ベトナムなど 8 か国に 10 か所設置

※※※若手デザイナーを対象にデザインの権利化や商品化の全プロセスにわたって支援を行うデザインコンペであり、デザイン権の全般について教育・出願・商品化・ライセンス契約などを支援

業務協約式に先立ち、デザイン専門企業との懇談会も開かれた。懇談会ではデザイン企業からみるデザイン制度の改善策、ビジネス上の悩みなど率直な意見が交わされた。

特許庁長は「韓国デザイン振興院との業務協約は、デザイン産業の変化に応じた革新的なデザイン政策の策定が求められる時期に、デザイン企業からの意見を反映してデザイン制度を見直し、韓国の輸出企業の海外進出を支える上で大変役に立つと思う」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム